横浜市母子父子福祉資金の対象に当てはまるか、下のフローチャートでご確認ください

横浜市内に住む ひとり親家庭の母または父である

□いいえ → 母子父子寡婦福祉資金の対象ではありません。

支援制度一覧などを確認して、活用できそうな各制度の実施団体や学校などにお問合せください

□はい ↓

ほかの制度（給付型の奨学金など）をよく検討したが、使える制度がない

※この制度は、返済が必要な貸付(借金)です。
返済不要の給付型奨学金や授業料の減免などの制度があります

□いいえ → 母子父子寡婦福祉資金の対象ではありません。

支援制度一覧などを確認して、活用できそうな各制度の実施団体や学校などにお問合せください

□はい ↓

必要とする学費はまだ支払っていないもので、
その支払い期日までおよそ2か月程度 まだ日数がある

※支払い済みの費用はお貸しできません。
また申請から貸付決定・振込まで２か月程度かかります

メモ
（支払期日：　月　日）

□いいえ → 母子父子寡婦福祉資金の対象ではありません。

支援制度一覧などを確認して、活用できそうな各制度の実施団体や学校などにお問合せください

□はい ↓

生活保護を受給していない

□いいえ → 以下へ

□はい ↓

年200万円以上の所得がある
（給与所得、遺族年金など）

※３人世帯の目安。家族構成などによって基準額が異なります

□いいえ → 以下へ

□はい ↓

借入やローンはない
（住宅ローン、車のローンを除く）

※生活費の補填や浪費による借金、カードローンなどは金額によらず×

□いいえ → 以下へ

□はい ↓

これまでに税金や公共料金、
母子寡婦貸付などの滞納がない

□いいえ → 以下へ

□はい ↓

以下をすべて満たす
連帯保証人を立てられる

※本人の申請は「いいえ」と答えた条件が理由で貸付ができません。
申請するためには、お子さんを申請者にしたうえで、連帯保証人を立てる必要があります

- □ ２０歳以上60歳未満
- □ 申請者とは別世帯
- □ 生計中心者
- □ 原則 横浜市在住
- □ 正社員または それに準ずる勤務形態
- □ 200万円以上の所得がある
- □ 外国人の場合は 永住権があること

メモ
（続柄：　　）
（住所：横浜市　　区）

□いいえ → 母子父子寡婦福祉資金の対象ではありません。

社会福祉協議会の生活福祉資金の利用を希望する場合はお住まいの区の区社協への連絡票を作成するので、問合せ先(671-2390)へご連絡ください。

※お急ぎの場合は区役所のこども家庭支援課の窓口へお声かけください

□はい ↓

母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けられる可能性があります。
事前相談に必要な書類を準備して、パマトコから申請してください

※審査の結果 貸付できないことがありますのでご注意ください

＜問合せ先＞
こども青少年局こども家庭課
045-671-2390
平日 午前８時45分～午後５時